



POLASTRI WINT & PARTNERS
LEGAL & TAX ADVISORS

本文章は、読者の参照の便宜のために和訳したものです。翻訳にあたっては十分な注意を払っていましたが、完全性や正確性の責任を負いません。

ミャンマー連邦共和国政府

国家計画・経済開発省

通達第 11/2013 号

The 5th Waning Day of Pyathoe, 1374 B.E.

2013 年 1 月 31 日

外国投資法第 56 条第 a 項に基づき、連邦政府の承認を得た上、国家計画・経済開発省は以下の細則を定める。

第 1 章

表題及び定義

第 1 条

この細則を「外国投資細則」をいう。

第 2 条

この細則で使用されている用語は、外国投資法で定められている定義と同じ意義を持つ。次の各号に挙げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (a) 「省」 国家計画・経済開発省をいう。
- (b) 「投資委員会事務局」 投資委員会の業務を行っている投資企業管理局をいう。
- (c) 「投資企業管理局長」 投資企業管理局の局長をいう。
- (d) 「用紙 (Form)」 この細則に添付されている用紙をいう。
- (e) 「明細書」 この細則に添付されている明細書をいう。

- (f) 「BOT」 事業を設置及び経営し、契約の期間満了後に当該物体に譲渡する仕組をいう。
- (g) 「BTO」 事業を設置し、設置後に当該物体に譲渡し、経営する仕組をいう。
- (h) 「固定資産」 事業で利用する土地、建築物、車両、その他の資産をいう。株式、社債等を含む。

第2章

適用範囲

第3条

投資委員会は、以下の判定基準に基づき外国投資法の範囲内である経済的活動を通達により定める。

- a) 雇用機会を開発する見込みのある事業。
- b) 製品に付加価値を加える見込みのある事業。
- c) 大規模の融資を必要とする事業。
- d) 高度技術を利用する事業。
- e) 製品及び役務を低額で提供し、現地における消費を拡大させる見込みのある事業。
- f) 生活水準を向上させる見込みのある事業。

第4条

投資委員会は、外国投資家に禁止されている事業及び市民の合弁相手を必要とする事業並びに特定条件付の事業を指定し、承認を得ることを目指して連邦政府に提出する。

第5条

投資委員会は、連邦政府の事前承認を得てから、外国投資家に禁止されている事業及び内国の合弁相手を必要とする事業並びに特定条件付の事業を通達により定める。

第6条

投資委員会は、連邦政府の事前承認を得た上、国益及び市民の利益増進を目指して（前条の通達を）随時に改正することができる。

第7条

市民のみに許されている製造及びサービス業は第1明細書の列挙による。

第8条

市民のみに許されている耕作及び短期または長期的農業は第2明細書の列挙による。

第9条

市民のみに許されている畜産業は**第 3 明細書**の列挙による。

第 10 条

市民のみに許されているミャンマー海域内での漁業は**第 4 明細書**の列挙による。

第 11 条

省は、連邦政府の事前承認を得た上、第 7 乃至 10 条による明細書の内容を改正することができる。

第 12 条

投資委員会は、連邦政府の事前承認を得た上、国境から 10 マイル以内に製造及びサービス区（工業団地を含む）、農業・畜産区、観光区及び通商区を設置することができる。

第 13 条

第 12 条により定められている経済区を設置するために、投資委員会は、(i)自分の提案、(ii)管区政府、州政府、自治部または自治区の執行機関の提案、または(iii)管区政府、州政府、自治部または自治区の執行機関の支援を得た投資家の提案を、承認を得ることを目指して連邦政府に提出する。

第 14 条

外国投資家は、禁止されている投資活動を行うことを提案している場合には、投資委員会は、国益及び市民の利益並びに特に国内民族の利益を保護することを目指して以下の判定基準に基づき提案を審査する。

- a) 現地の住民及び社会団体の、投資提案に対する意見
- b) 現地の行政機関の、投資提案に対する意見
- c) ネピドー委員会または管区政府または州政府の、投資提案に対する意見

第 15 条

投資委員会は、第 14 条により定められている条件を満たしている投資提案を連邦政府に提出する。

第 16 条

連邦政府からの承認を得てから投資委員会は、発起人または外国投資家に対し投資許可を発行する。

第 3 章

投資の形態

第 17 条

外国投資は、次の形態をとることができる。

－第 5 条により通達された事業を除いて、100%外資系投資

－市民または政府局または政府の組織との合併の場合、外国側と内国側の出資率は合併契約及び株主間契約による。

－BOT または BTO 型投資のような、投資家と国家機関が相互契約で合意した形態。

第 18 条

投資提案の提出及び現地法人の登録申請を同時に投資企業管理局に対し行わなければならない。

第 19 条

投資委員会が投資許可を発行した同時に、投資企業管理局は現地法人の設立・登録（incorporation and registration）を許さなければならない。投資活動を容易にするため、投資企業管理局長は、投資家が事前に現地法人の登録申請を行った場合には「仮の登録証明書」（“incorporation certificate (TEMPORARY) or registration certificate (TEMPORARY)）を発行することができる。但し、仮の登録証明書が発行されたことは、投資提案が許可されたことを意味するものではない。

第 20 条

外国投資家は、規制または禁止されている事業を市民との合併で行うことを希望する場合には、外国側の資本率は 80%を越えてはいけない。投資委員会は、連邦政府の事前承認を得た上、通達により前述の規定を改正することができる。

第 21 条

契約期間の満了以前での精算が許されている場合、または、投資家は、契約期間の満了後に精算を希望する場合には、投資委員会の承認を得た上、精算を現行の会社法に基き行わなければならない。

第 4 章

投資委員会の構成及び会議

第 22 条

投資委員会の会員数は奇数でなければならない。

第 23 条

会員の任期を 3 年間とする。但し、当該会員の経験知識が必要である場合やその他の理由で連邦政府は、任期の延長を許すことができる。

第 24 条

任期の満了以前に退任した会員の後任者の任期は、前任者の任期の残留分とする。

第 25 条

投資委員会は、月に 2 回会議を行わなければならない。

第 26 条

投資委員長は会議長をつとめる。投資委員長が欠席している場合には、投資委員副長が会議長をつとめる。投資委員長及び投資委員副長が欠席している場合には、書記またはその他の投資委員が会議長をつとめる。

第 27 条

会議を行うためには、50%以上の委員数の出席が必要である。

第 28 条

出席者の採決内容について欠席者は異議を申し立てることはできず、否定または改正する権利を有しない。

第 29 条

必要に応じて投資委員会は、所管の連邦省または大臣若しくは副大臣、または専門家に対し会議の出席を求めることができる。

第 30 条

投資委員会は、投資家または発起人若しくはその代理人の出席を拒否することはできず、会議において投資提案を説明する機会を与えなければならない。

第 5 章

投資許可の申請手続

第 31 条

投資家は、投資委員会に対し以下の明細を含む **Proposal Form (1)**をもって投資許可を申請しなければならない。

- a) 投資家または発起人の名称、国籍、住所、事業の所在地、実際に行っている且つ違法でない営業内容、経営上の本社の所在地、法人登録を行った場所、業種
- b) 合併事業の場合、第 a 項で定められている情報は、すべての合併相手について提供しなければならない
- c) 第 a 及び b 項に基づき提供した情報を裏付ける資料
- d) 投資家または発起人或いは合併事業の各当事者の商業的・財務的能力を裏付ける資料
- e) 投資対象の製造またはサービス活動の明細
- f) 投資期間、建設期間
- g) 投資プロジェクトの場所

- h) 利用される 技術、製造及び販売制度
- i) 必要なエネルギー種及びエネルギー量
- j) 事業活動に最も重要である機械、器械、材料、その他の資材の数量及び価値
- k) 必要とする土地の種類及び面積
- l) 製造品または提供サービスの年次数量・価値の見積もり
- m) 外国通貨の年次需要・外国通貨による年次収入の見積もり
- n) 国内・国外販売予定品の数量・価値の見積もり
- o) 経済的実行可能性の説明
- p) 現行法に従って環境・社会への悪影響を予防する計画
- q) 事業体の種類
- r) 事業組合（partnership）の場合、組合契約、組合員が拠出する資本金の比率、利益の割当、組合員の義務・権利
- s) 有限会社（limited company）の場合、株主間契約草案、定款草案（draft memorandum and articles of association）、会社の資本金（authorized capital）、株式の種類、株主が引受ける株数
- t) 現地法人の取締役の名前、国籍、住所、地位
- u) 現地法人の総資本金、国内・海外から拠出する資本金の比率、外国資本金の総額、外国資本金の各種別価値、拠出日程表

第 32 条

（投資家または発起人は、）市民または政府局または政府の組織と（投資許可取得後に）締結する土地の賃貸借契約の草案、合弁契約の草案または相互契約の草案を投資提案書と一緒に提出しなければならない。

第 33 条

投資委員会は、投資プロジェクトは環境保護・森林省の管轄下である環境影響調査を必要とする大規模プロジェクトであると判断する場合、プロジェクトの環境及び社会への影響を評価する報告書を申請書に添付しなければならない。

第 34 条

投資提案書は、国営企業法の適用範囲内である資源に関連している場合には、所管の連邦省を通じて投資委員会に提出しなければならない。

第 35 条

第 34 条で定められている場合以外には、投資家または発起人は、投資提案書を直接に投資委員会に提出することができる。

第 36 条

投資委員会は、投資提案を受け次第、必要な資料・情報が含まれているか否かを確認し、完全であれば受理しなければならない。不完全な場合には投資家または発起人に対し必要資料・情報について説明を行い、（投資家または発起人は）投資提案書の訂正を行った後再度提出しなければならない。

第 37 条

投資提案を審査できるため、投資委員会は、投資提案審査会を設置し、その審査会の会員として以下の局庁からの上部公務員がつとめる。

- a) 投資企業管理局
- b) 関税局
- c) 税務局
- d) 労働理事会
- e) 電力省の所管する局庁
- f) 都市住宅開発局
- g) 工業管理検査局
- h) 通商局
- i) 計画審査・開発報告局
- j) 環境保護局

第 38 条

仮の審査を行うときに、投資提案審査会は、必要に応じて投資対象事業の内容によって関連政府局または政府の組織に属する専門家から助言を求めなければならない。

第 39 条

投資企業管理局長は投資提案審査会の会長をつとめる。

第 40 条

投資提案審査会は毎週会議を行い、会議開催時前に受理した投資提案の審査を行った後、付加手続を行うために当該投資提案書を投資委員会に渡す。判断（訳注—おそらく「投資提案審査会の判断」を意味する。）の内容を郵便またはその他の方法で投資家または発起人に対し知らせなければならない、却下した場合にはその理由を説明しなければならない。

第 41 条

投資提案審査会は、投資家または発起人若しくはその代理人の出席を許さなければならない。

第 6 章

投資提案許可手続における付加手続

第 42 条

受理した投資提案について、投資委員会は、プロジェクトの所在地によりネピドー委員会または当該管区政府あるいは州政府に対し、投資提案の内容の賛否を求めなければならない、また、環境保護・森林省に対し環境・社会保護の対策手段は十分であるか否かを尋ねなければならない。

第 43 条

ネピドー委員会または当該管区政府あるいは州政府は 7 日以内に審査を行い、ネピドー委員長または当該管区政府の総理大臣あるいは当該州政府の総理大臣本人またはその代理人を通じて賛否を知らせなければならない。

第 44 条

環境保護・森林省は、7 日以内に審査を行い、大臣本人またはその代理人を通じて環境・社会保護の対策手段は十分であるか否かについて意見を知らせなければならない。

第 45 条

投資委員会は、事業の内容から鑑みて他の連邦省からの意見聴取が必要であると判断した場合には、当該連邦省は、7 日以内に意見を知らせなければならない。各連邦省において、投資審査会を設定しなければならない、部長（Director）または同等級の公務員が会長をつとめる。当該投資審査会の取り扱っている案件及び会員の変更を投資委員会に知らせなければならない。各連邦省は、当該投資審査会が投資提案を審査する際に適用すべき指針を制定しなければならない。当該連邦省は、投資委員会の会議に出席するように求められた場合には、当該投資審査会は、当該連邦省の代理人として出席する。

第 46 条

すべての意見を聴取した後、投資委員会は、投資提案を投資委員会の次回会議に提出しなければならない。

第 7 条

投資提案の審査

第 47 条

投資委員会は、投資提案を以下の判断基準に基き審査する。

- (a) 外国投資法第 4 条により定められた基準が満たされているか否か。
- (b) 投資家の財務的状況を審査するときに投資委員会は次の資料を確認する。

1) 銀行口座の残高証明書

2) 公認会計士の監査した決算書

3) 事業報告書

(c) 投資委員会は、プロジェクトの経済的実行可能性を審査する際、次の情報を確認する。

1) 年次純利益の見積り

2) 外国通貨による年次収入、各年度に必要とする外国通貨額の見積り

3) 投資額の回収期間

4) 新規雇用発生の見込み

5) 歳入増進の見込み

6) 国内・海外の市場状況

7) 国内消費における需要

(d) 投資委員会は、投資対象事業が適当な工業技術を利用するか否かを調査するために環境保護局からの専門家の参与を求めなければならない。

e) 投資委員会は、環境・社会への悪影響を予防する対策手段を調査するときに環境保護局の意見を参照しなければならない。

f) 投資委員会は、投資家がプロジェクトの影響について責任をとってくれるか否か、また、投資提案が国益及び市民の利益により影響を与える見込みがあるか否かを調査する。

g) 投資委員会は、投資提案が現行法に違反していないか否かを調査する。

第 8 章

投資許可の発行

第 48 条

投資委員会は、審査の結果として投資提案を承認した場合には、投資提案提出時から 90 日以内に Form 2 をもって投資許可書を発行しなければならない。投資許可書の複写を関連連邦省に提供しなければならない。

第 9 章

投資許可取得後の実施

第 49 条

投資委員会から投資許可を受けた後、投資家または発起人は、所定期間（所定期間の延長が認められた場合には、延長期間を含む。）以内に建設事業を行わなければならない。建設事

業完了後から 30 日以内に投資家または発起人はそれを投資委員会に知らせなければならない。

第 50 条

建設期間満了後に投資家は製造活動またはサービス提供活動を開始しなければならない。

第 51 条

投資の実施期間中において投資家は、3 ヶ月ごとに **Progress Report Form (3)**を郵便またはその他の手段にて投資委員会に提出しなければならない。

第 52 条

投資の実施期間中において第 121 条により定められた事象が発生した場合には 24 時間以内にそれを投資委員会に知らせなければならない。

第 53 条

投資家または発起人は、所管の連邦省または政府局または政府の組織から必要なライセンス、許可及び登録を求めなければならない。

第 54 条

投資家または発起人は

- a) 環境保護法に従って環境を保護しなければならない。
- b) 国益及び市民の利益に害を与えてはいけない。
- c) 権限者に事業の定期・随時検査を行わせなければならない。
- d) 所管の連邦省が制定した基準を遵守しなければならない。
- e) 労働災害・保健維持の対策手段を講じなければならない。
- f) 所管の連邦省が制定した危険性・有毒性・その他有害性物質の運送、格納、使用に関する基準を遵守しなければならない。
- g) 品質基準に達していない製品をもって消費者の保健を危険に陥れてはいけない。

第 55 条

鉱物資源探査許可の範囲には、鉱物調査及び製造は含まれていない。投資家は、探査終了後に鉱山省を通じて投資委員会に対し鉱物調査・製造の許可を申請しなければならない。

第 10 条

建設期間

第 56 条

投資許可取得後、投資家は、投資許可に記載されている期間以内に建設事業を完成させなければならない。

第 57 条

投資家は、建設事業を所定期間以内に完成させることはできない場合には、所定期間満了時 60 日前に投資委員会に対し遅延の理由を説明し、建設期間の延長を申請しなければならない。

第 58 条

投資委員会は、申請を審査した結果、遅延の理由に合理性があると判断した場合には、本期間の 50%を限度として延長を認めることができる。

第 59 条

不可抗力（自然災害、治安の不安定、暴動、デモ、非常事態、武装反抗、騒乱、戦争）による遅延を除いて、建設期間の延長は 1 回のみ可能である。

第 60 条

石油、ガス及び鉱業産業において、建設期間は、投資委員会の承認した契約による。

第 61 条

建設事業を所定期間（延長期間を含む。）以内に完成させることができなかった場合には、投資委員会は投資許可を取り消さなければならない。その場合には投資家には弁償請求権はない。

第 11 条

賃貸、抵当権の設置、株式譲渡、投資対象事業の譲渡

第 62 条

投資の実施期間中において投資家は、事業で利用されている土地または建築物についてまた貸し（サブリース）または抵当権の設置を希望する場合には、当該土地の権利者の承認を得た上、Lease Form (4)（また貸しの場合）または Mortgage Form 5（抵当権設置の場合）をもって投資委員会に対し許可を申請しなければならない。また貸しまたは抵当権の設置は、事業の性質を変更させてはいけな。土地は「空き地（vacant land）」、「荒地（fallow land）」または「未開拓地（waste land）」として区分されている場合には、申請書に連邦政府が事前に承認したことの証明書を添付しなければならない。

第 63 条

投資委員会は、申請を以下の判断基準に基き審査する。

- a) また貸しまたは抵当権の設置をする希望に合理性があるか否か。
- b) また貸しまたは抵当権の設置は、国益または市民の利益に影響を与える可能性があるか否か。
- c) また貸しまたは抵当権の受取人は、事業を引き続いて続いて経営できる見込みがあるか否か。

第 64 条

審査の結果としてまた貸しまたは抵当権の設置を認めるべきと判断した場合には、投資委員会は投資家の申請を投資委員会の次回会議に提出しなければならない。最終判断はその会議での採決による。

第 65 条

現地法人の全株式を市民または外国人に売却することを希望する投資家は、**Share Transfer by Sale Form (6)**をもって投資委員会に対し許可を申請しなければならない。税務当局発行の納税証明書 (**tax clearance recommendation letter**) を申請書に添付しなければならない。事業で空き地 (**vacant land**)、荒地 (**fallow land**) または未開拓地 (**waste land**) を利用している場合には、申請書に連邦政府が事前に承認した証明書を添付しなければならない。

第 66 条

投資委員会は、申請を以下の判断基準に基き審査する。

- a) 全株式を売却する希望に合理性があるか否か。
- b) 全株式の売却は、国益または市民の利益に影響を与える可能性があるか否か。
- c) 買主は、事業を引き続いて経営できる見込みがあるか否か。

第 67 条

審査の結果として全株式の売却を認めるべきと判断した場合には、投資委員会は投資家の申請を投資委員会の次回会議に提出しなければならない。最終判断はその会議の採決による。

第 68 条

売主は、投資許可書を投資委員会に返済しなければならない。

第 69 条

買主は外国人である場合には、買主は、投資企業管理局に対し（買収した）企業を外資系会社 (**foreign company**) として登録 (**incorporation and registration**) 申請を行わなければならない。売主がその旨合意したら会社名に変更はない。

第 70 条

買主は市民である場合には、買主は、投資委員会に対しミャンマー市民投資法に基き許可を申請しなければならない。許可の取得後に投資企業管理局に対し（買収した）企業をミャンマー資本による会社（citizen company）として登録申請を行わなければならない。

第 71 条

外国投資法第 12 章第 27 条により投資家（売主）に対し優遇措置が与えられた場合において、優遇措置期間がまだ満了していない場合には、買主は、残留期間については優遇措置を利用することができる。そうでない場合には買主は、新規投資許可を申請したことを理由にして優遇措置を取得することはできない。

第 72 条

現地法人の株式の一部を市民または外国人に売却することを希望する投資家は、Share Transfer by Sale Form (6)をもって投資委員会に対し許可を申請しなければならない。税務当局発行の納税証明書（tax clearance recommendation letter）を申請書に添付しなければならない。事業で空き地（vacant land）、荒地（fallow land）または未開拓地（waste land）を利用している場合には、申請書に連邦政府が事前に承認した証明書を添付しなければならない。

第 73 条

投資委員会は、申請を以下の判断基準に基き審査する。

- a) 一部株式を売却する希望に合理性があるか否か。
- b) 一部株式の売却は、国益または市民の利益に影響を与える可能性があるか否か。
- c) 買主は、事業を引き続いて経営できる見込みがあるか否か。

第 74 条

審査の結果として一部株式の売却を認めるべきと判断した場合には、投資委員会は投資家の申請を投資委員会の次回会議に提出しなければならない。最終判断はその会議の採決による。

第 75 条

投資委員会の承認を得てから当事者達は投資企業管理局に対し（株式の譲渡の）登録申請を行わなければならない。投資委員会の承認書を申請書に添付しなければならない。

第 76 条

第 63 条、第 66 条、第 67 条による申請を審査する際、投資委員会は、所管の政府局または政府の組織の専門家が構成する審査会を設置することができる。

第 12 条

保険

第 77 条

投資許可を受けた事業は、国内において営業許可を有する保険会社から次の保険を購入しなければならない。

- a) 機械保険
- b) 火災保険
- c) 海上保険
- d) 傷害保険
- e) 自然災害保険
- f) 生命保険

第 78 条

第 77 条により定められた保険の他に、現行の法律、規定、手続により保険をつけることが義務付けられている場合には、投資家は、その保険を購入しなければならない。

第 13 条

人材の採用

第 79 条

投資家は、必要とする熟練労働者数、技術士数、熟練従業員数、未熟練労働者数を投資提案書に記載しなければならない。

第 80 条

営業開始時に熟練労働者、技術士、熟練従業員を外国投資法第 11 章第 24 条に従って採用しなければならない。

第 81 条

採用は、現行労働法を遵守して行わなければならない。

第 82 条

市民または外国人労働者・従業員を採用した後、投資家は、労働・社会保険省の定める条件を反映した労働契約を締結しなければならない。

第 83 条

投資家は、各年度において 1 月 31 日までに市民従業員の経験知識を向上させるための訓練計画を投資委員会に提出しなければならない。

第 84 条

投資家は、投資委員会からの推薦書を得たうえ、**Work Permit Form (8)**をもって事業で働いている外国人従業員のため労働許可の申請を労働・社会保険省に対し行わなければならない。それに加えて投資家は、**Stay Permit Form (9)**をもって滞在許可を申請しなければならない。

第 85 条

投資委員会事務局が第 84 条に基いての申請を受けた後、投資委員会事務局に付属している局庁間調整委員会が審査を行い、欠陥がなければ許可（訳注：おそらく「滞在許可」を意味する。）を発行する。

第 86 条

給与の支払いをチャットまたは外国通貨で行うことに問わず、投資家は、事業で働いている全労働者について社会保険局に対し登録申請を行わなければならない。

第 87 条

投資家は、営業開始から 15 日以内、事業について社会保険局に対し登録申請を行わなければならない。登録証明書を投資委員会に提出しなければならない。

第 88 条

事業を引き続けることを希望する投資家は、各年度において半年ごとに所管の社会保険所に滞納金不存在証明書の発行を申請し、投資委員会に提出しなければならない。

第 89 条

労働契約が終了した際に投資家は、所管の社会保険所の発行した滞納金不存在証明書を投資委員会に提出しなければならない。そうしない限り労働者は、社会保険給付を受けることはできない。

第 90 条

雇用者と労働者、または雇用者団体と労働組合との間に発生する紛争は、労働紛争処理法に従って処理する。

第 91 条

投資活動に関しての外国人の入国・滞在は、入国管理法及びその施行細則等による。

第 14 条

免税及び減税

第 92 条

投資家または発起人は、外国投資法第 12 章第 27 条第 b 乃至 k により定められた優遇措置の全部または一部を、**Tax Exemption and Relief Form 10** をもって投資提案提出と同時に申請することができる。

第 93 条

投資委員会は、第 92 条に基いて受けた申請を審査する際、必要に応じて申請内容を裏付ける証明物または資料を投資家または発起人或いは所管の政府局・政府の組織から求めなければならない。

第 94 条

製造活動またはサービス提供活動を次の期間以内に開始しなければならない。

- (a) 営業内容は輸出業である場合には、最初の船荷証券、航空運送状、その他輸出を証明する資料に記載されている日付は建設期間後の 180 日以内であるものでなければならない。
- (b) 営業内容は国内販売である場合には、販売による最初の収入は建設期間後の 90 日以内に発生したものでなければならない。
- (c) 営業内容はサービス提供である場合には、最初のサービス提供は建設期間後の 90 日以内であるものでなければならない。

第 95 条

投資家または発起人は、第 94 条により定められた営業開始日を Report Form (11)をもって投資委員会に報告しなければならない。

第 96 条

投資委員会は、報告された営業開始日を審査し、欠陥がなければ受諾しなければならない。優遇措置の種類及び適用期間について投資家または発起人、所管の政府局または政府の組織に対し知らせなければならない。

第 15 条

土地の利用権

第 97 条

投資許可を受けた事業を実施できるために、投資委員会は、連邦政府の事前承認を得た上、投資家に対し、次に挙げる土地について権利者からの賃借りを許すことができる。

- a) 政府の管理する土地
- b) 政府局または政府の組織の所有する土地
- c) 市民の所有する土地

第 98 条

商業規模農業または畜産業を行うために投資家は、空き地 (vacant land)、荒地 (fallow land) または未開拓地 (waste land) を空き地・荒地・未開拓地法に従って賃借りすることができる。

第 99 条

賃貸期限については、投資委員会は、業種及び投資額を判断基準にして、50 年間を上限とし、事業の実施年数を限度に権利者からの土地の賃借りを許すことができる。

第 100 条

賃貸期限の延長については、土地の権利者が合意した場合には、投資委員会は、業種及び投資額を判断基準にして、第 99 条により定められた期限を各回 10 年間を限度に 2 回まで延長することができる。

第 101 条

農業または畜産業或いはそれと関連する事業を行うことを希望する投資家は、空き地・荒地・未開拓地を賃借するため中央土地管理局に申請しなければならない。空き地・荒地・未開拓地法を遵守しなければならない。初回の賃貸期限は、同法によるものであり、投資額を判断基準にして 30 年間を限度に許すことができる。空き地・荒地・未開拓地法に反対の定めがなければ初回賃貸期限の延長を許すことができる。

第 102 条

適当な技術及び資金を得るために、農業用または畜産業用の空き地・荒地・未開拓地の賃借り・利用権を有する市民は、適切な資本金比率に基いて外国投資家との合弁事業を設置することができる。

第 103 条

空き地・荒地・未開拓地について利用権または賃借り権を有する者は、空き地・荒地・未開拓地の定める利用料・賃貸料の前払い金（deposit）を納付しなければならない。

第 104 条

連邦政府の事前承認を得ずに空き地・荒地・未開拓地について利用権または賃借り権を有する者は、その土地を売却、交換、譲渡することはできない。

第 105 条

市民が利用権・賃借り権を有する土地において季節の農産物について契約農業（contract farming）を行うことを希望する投資家は、その市民との合弁事業を設置することによりそれを行うことができる。

第 106 条

市民が利用権・賃借り権を有する土地において農業または畜産業を行うことを希望する投資家は、その市民との合弁事業を設置することによりそれを行うことができる。但し投資家は技術的ノウハウを提供しなければならない。また、市民側の資本金比率は適切でなければならない。

第 107 条

全国の開発を目指して投資委員会は、開発の遅れた地域または接近しにくい地域に所在するプロジェクトについて、連邦政府の事前承認を得た上、第 99 及び 100 条により定められた期限を 10 年間を限度に延長することができる。

第 108 条

事業で利用する土地を借りるために投資家は、**Land Lease Form (12)**をもって申請を行わなければならない、土地の権利者との合意書と一緒に提出しなければならない。

第 109 条

第 108 条に基づいての申請を受けた後、投資委員会は、プロジェクトの所在地によってネピドー委員会または当該管区政府または州政府に異議があるか否かを聴取しなければならない。

第 110 条

当該土地は政府局または政府の組織が所有または管理するものである場合には、投資家は、当該政府局または政府の組織から投資委員会に宛てられた、賃貸に合意した旨の書状の発行を求め、申請書と同封しなければならない。

第 111 条

投資許可の取得後、投資家と土地の権利者は賃貸契約を署名し、投資委員会に提出しなければならない。

第 112 条

政府局または政府の組織の所有する土地については、投資委員会は、必要に応じて連邦政府と相談した上、当該連邦省が定めた土地の利用料を承認することができる。

第 113 条

投資家と土地の権利者は市場価格を反映した年次の賃貸料を合意しなければならない、合意した賃貸料を投資委員会に知らせなければならない（訳注：おそらく「賃貸料に変更があり次第それを投資委員会に知らせなければならない」を意味する。）。

第 114 条

賃貸料の計算期間を 365 日とし、初回計算期間開始日を賃貸開始日とする。

第 115 条

政府局または政府の組織が所有する土地については、当該政府局または政府の組織は、投資家から土地の利用料の支払いを求めなければならない。

第 116 条

次の各号に挙げる場合において投資委員会は、投資家に対し賃貸の中止を命じ、事業活動の中止を求めることができる。

- a) 土地の権利者は、投資委員会に対し、賃貸料の滞納またはその他の賃貸契約に違反する行為を通告し、審査の結果として投資委員会はそれは事実であると判断した場合。
- b) 土地の権利者は、投資委員会に対し、投資家は土地に関する法律に違反したことを通告し、審査の結果として投資委員会はそれは事実であると判断した場合。
- c) 投資委員会は、現行法に違反したことによりブラックリストされた、または、裁判所またはその他の管轄当局により事業中止命令を受けた場合。

第 117 条

投資家は、

- a) 赤字等を理由に事業を中止することを希望する場合、それを 6 ヶ月前もって投資委員会に知らせなければならない。
- b) 農業、畜産業、その他許可を得た事業のために利用している空き地（vacant land）、荒地（fallow land）または未開拓地（waste land）に鉱物資源、考古学品、遺跡、秘蔵物を発見した場合にそれを 24 時間以内に投資委員会に知らせなければならない。
- c) 土地の権利者と締結した賃貸契約を遵守し、期限満了後から 7 日以内に当該土地を権利者に返還しなければならない。
- d) 土地の権利者の不利を防ぐため、116 条に基いて賃貸関係が事前終了した場合には投資家は賃貸契約の定める期限満了時まで払うべき賃貸料をベースにして計算した未払い賃貸料を土地の権利者に対し払わなければならない。

第 118 条

投資家は土地を返還した場合、土地の権利者は、それを 7 日以内に投資委員会に知らせなければならない。

第 119 条

投資提案の範囲外である事業については、投資委員会は、それをした賃借りした土地で行使することを許してはいけない。

第 120 条

当該資源の採掘が投資許可の範囲内である場合を除いて、投資家は、賃借りした土地の地下・地上資源を採掘することはできない。

第 121 条

当該物品の検索が投資許可の範囲内である場合を除いて、投資家は、鉱物資源、考古学品、遺跡、秘蔵物を発見した場合、それを 24 時間以内に投資委員会に知らせなければならない。投資委員会は、知らせを受けた後、所管の連邦省と相談し、且つ、プロジェクトの所在地により、ネピドー委員会または当該管区政府あるいは州政府と相談しなければならない。所管の連邦政府省の承認を得た上、投資委員会はそれを承認した場合、投資家は、既存所在地で事業を続けることができる。そうでない場合には、投資家は、事業を代用地に移さなければならない。

第 122 条

所管の連邦省及び土地の権利者の事前承認を得ずに投資家は、土地の面積の切り崩し作業、その他面積に変更を加える作業を行うことはできない。

第 123 条

事業が公害を起こしている場合、または、住民から環境または文化への悪影響、騒音、その他の迷惑の苦情を受けてそれは妥当であると判断した場合には、投資委員会は、土地の賃貸中止を命じることができる。

第 124 条

農業及び作物生産を行う許可を受けた投資家は、連邦政府の承認を得ずにその他の事業を行うことはできない。

第 125 条

事業の業種に問わず、次の土地は、投資家が賃借りできない。

a) 宗教用の土地

b) 所管の連邦省に国家・文化遺産地として指定された土地

c) 国防または治安維持のために接近が規制された土地

d) 所管の当局に「規制地」として指定された土地

e) 事業が悪影響（環境または文化への悪影響、汚染、騒音）を及ぼしかねない建築物・場所の存在する土地

第 126 条

住宅、建築物、農場、庭園、果物の木、その他の植物の明渡し、除却、移転を必要とする場合には、投資家は、当該所有者と妥当なチャット建て弁償額について交渉し、明渡し等作業についてネピドー委員会または当該管区政府あるいは州政府と調整を行わなければならない。住民は明渡し等に反対する場合には投資家は、その場所で事業を行うことはできない。

第 127 条

投資家は、投資委員会の定めた条件及び賃貸契約の条件に従って土地を利用しなければならない。

第 128 条

土地のまた貸し、抵当権の設置、または現地法人の株式の譲渡を希望する投資家は、投資委員会の承認を事前に申請しなければならない。

第 129 条

都市開発、学校・ホテル・病院・住宅・工場・道路・橋梁・通信インフラ・交通インフラの建設を目的とする投資提案は、ネピトー委員会、当該管区政府または州政府、市町村行政委

員会、政府局、政府の組織が定めた都市開発計画に違反していない場合のみ投資委員会に提出することができる。

第 130 条

賃借りした土地で行っている既存事業を中止させ新規事業へ切り替えること、または、既存事業に新規事業を加えることを希望する投資家は、投資委員会の事前承認を得なければならない。

第 131 条

空き地・荒地・未開拓地の中央土地管理委員会は、次の各号に挙げる場合において、最少限度以内に投資家から土地の返還を求めることができる。

- a) 文化遺産物が発見された場合
- b) 国益を図ってインフラプロジェクト、特別プロジェクトのために当該土地が必要となった場合。
- c) 投資家が採掘許可を有する資源を除いて、資源が発見された場合。

第 132 条

第 131 条に基いて土地の返還を求められた投資家に対し支払うべき弁償額を定めるために投資委員会は、当該政府局または政府の組織と相談・調整を行わなければならない。弁償額は、投資家が拠出した投資額及び被った費用をベースにして計算しなければならず、連邦政府の承認を得るために連邦政府に提出しなければならない。

第 16 条

外国資本金

第 133 条

営業活動を行うために投資家は、国内において外国通貨を取り扱う許可を有する、且つ、投資委員会が承諾した銀行で口座を開設し、投資提案で記載した外国通貨額を払い込まなければならない。

第 134 条

外国投資法第 2 条第 i 項第 i 乃至 iv 箇所により定められた現物資本金を除いて、投資家は、投資委員会が許可した投資提案の内容によって資本金を全額または分割で第 133 条に基いて開設した銀行口座に払い込まなければならない。

第 135 条

投資家は、投資委員会に対し、外国通貨による年次払込額または一括払込額及び払込予定日について事前に知らせなければならない。

第 136 条

投資家は、銀行口座を開設してから 7 以内、投資委員会に対し口座開設証明書を提出し、銀行の住所、口座番号及び管理人（口座から金銭を引落す権限等を有する者）の明細を知らせなければならない。

第 137 条

投資家は、投資家の銀行口座から次の支払を行うために送金を行うことができる。

a) 外国通貨による国内での支払

b) 事業内容と関連のある支払

第 138 条

事業内容と無関係の引落としまたは送金を行うことはできない。

第 139 条

投資家は、外国通貨による抛出については、第 135 条に基き投資委員会に知らせた抛出日程表に従って一括または分割で外国から送金しなければならない。

第 140 条

投資家は、第 139 条に基いての送金を他人の口座からなすことはできない。

第 141 条

投資家は、払込額が投資家の口座に到着してから 7 以内、残高証明書を添付して「外国通貨による抛出」を投資委員会に知らせなければならない。

第 142 条

事業拡大の許可を受けた投資家は、外国通貨による抛出日程表を改正し事前に投資委員会に提出しなければならない。

第 143 条

事業減少の許可を受けた投資家は、事前に外国通貨による抛出日程表を改正し投資委員会に提出しなければならない。

第 144 条

投資家は、国内に登録された公認会計士会社に事業の年次監査を依頼しなければならない。監査の対象資料は、ミャンマー語または英語でなければならない。ミャンマー語または英語でない資料については、公証人の認証した訳書を添付しなければならない。

第 145 条

監査報告書を監査終了後 30 日以内に投資委員会に提出しなければならない。

第 17 条

外国通貨の送金

第 146 条

投資家は、次の金銭を投資委員会が定める銀行を通じて海外送金することができる。

(a) 外国通貨を抛出した者に割当てべき外国通貨（投資委員会が承認した場合）

- 1) 外国通貨による抛出の返還
- 2) 損害賠償として投資家が受けた金額。

(b) 外国通貨を抛出した者に対し投資委員会が返還（訳注：「返還」は直訳。）を承認した次の金銭。

- 1) 現地法人の株式を売却したことにより発生した売上金
- 2) 精算後に配当すべき金額
- 3) 期限満了のため投資委員会に投資許可書を返還した際に取得した外国通貨
- 4) 投資額を減少した場合、その減額分

(c) 資本金を抛出した者に割当てべきである、納税すべき分を控除した年次純利益

(d) 事業で働いている外国人労働者が国内で仕事したために取得した、納税すべき分及び住宅・生活費分を控除した給与及びその他の金銭

第 147 条

非常送金として {訳注：直訳である。} 外国通貨の海外送金を希望する投資家は、Permit to Transfer Form (13)と共に次の資料を投資委員会に提出しなければならない。

- a) 事業の監査報告書
- b) 銀行の残高証明書

第 148 条

第 147 条による申請を受けた後、投資委員会は全額の海外送金を承認するか、審査の結果として正確でないと判断した金額を引いた金額の海外送金を承認する。

第 149 条

投資対象事業には、チャットによる収入がある場合には、投資家は、その金額を市民または市民の事業が保有しているチャット口座に送金し、その代わりに外国通貨による相当額を、市民が保有している外国通貨口座から投資家が保有している外国通貨口座へ返送することができる。

第 150 条

事業で発生した利益を投資家は再投資することを希望する場合には、投資委員会に対し承認を申請しなければならない。

第 151 条

固定資産の売却によるチャット収入を、投資委員会の承認を得ずに投資家はそれを外国通貨に両替することはできない。

第 152 条

投資家は、投資提案において「外国通貨による出資」として区分された外国通貨の代わりにチャットを国内取引で利用することはできない。

第 153 条

投資提案において「海外からの現物出資」として区分された資産の売却によるチャット収入を、事業のチャットによる出費を払うために利用できない。

第 154 条

拠出した資本金を営業開始以前に海外に返送することはできない。

第 18 条

外国通貨に関する規制

第 155 条

投資家は

- a) 国内において外国通貨を取り扱う許可を有する銀行を通じて正式為替相場でチャットを外国通貨に両替し、海外送金することができる。
- b) 事業に資金を提供するために、国内に必要な許可を有する銀行において外国通貨口座またはチャット口座を開設しなければならない。
- c) 国内において外国通貨を取り扱う銀行を通じてチャットによる合法的収入を外国通貨に両替することができる。

第 156 条

事業で働いている外国人は、国内に必要な許可を有する銀行において外国通貨口座またはチャット口座を開設しなければならない。

第 19 条

局庁間調整委員会

第 157 条

外国投資の管理の能率化を目指して、投資委員会は、外国投資法第 14 条に基づいて局庁間調整委員会を設置し、その委員会の委員として以下の物体からの上部公務員がつとめる。

- a) ミャンマー中央銀行
- b) 電力省の所管する局庁
- c) 投資企業管理局
- d) 関税局
- e) 通商局
- f) 労働理事会
- g) 入国・国家登録局
- h) 工業管理検査局
- i) 税務局

第 158 条

投資企業管理副局長は、局庁間調整委員長をつとめる。

第 159 条

局庁間調整委員会の事務局は、投資企業管理局と同所にある。必要に応じて支局を設置することができる。

第 160 条

当該局庁は、決定権（資料を署名する権利を含む）を、局庁間調整委員会の委員をつとめる（当該局庁の）上部公務員に移さなければならない。当該局庁に対しその上部公務員からの問合せがあれば当該局庁は、それに素早く回答しなければならない。

第 161 条

局庁間調整委員会は、投資対象事業を管理し、投資委員会に対し建設期間中において建設作業の進捗、営業開始日、営業期間中において事業の総合状況を報告する。

第 162 条

局庁間調整委員会は、投資企業管理局長の監視の下にある。

第 20 条

行政処分

第 163 条

投資家は、外国投資法とその施行細則等に違反した、または、投資提案に誤った情報を挿入したことにより投資許可を取得した、或いは、投資許可の内容に違反したことを、投資委員会は、その旨の通告を受け、または、その他の方法により知ようになった場合には、投資委員会は、調査委員会を設置しなければならない。

第 164 条

投資委員会の委員が調査委員長をつとめる。調査委員会は、当該政府局または政府の組織の専門家から構成され、委員数は少なくとも 3 人とする。

第 165 条

調査委員会は、関連の政府局または政府の組織あるいは個人から資料の引渡しを求め、その資料を調べることができる。

第 166 条

調査委員会を設置する命令が発されてから 21 日以内、調査委員会は、投資委員会に対し、調査の結果を報告し、外国投資法第 18 章第 42 条に基き妥当な処分を勧告しなければならない。

第 167 条

投資委員会は、行政処分の内容を会議で審議する。投資家は、出席権及び説明権を有する。

第 168 条

投資委員会による確定時から行政処分を執行できる。

第 21 条

紛争の処理

第 169 条

投資対象事業について投資家と市民または政府局または政府の組織との間に紛争が発した場合にそれを円満に解決しなければならない。

第 170 条

第 169 条による紛争処理は不可能である場合には、

a) 当該契約に紛争処理の規定はない限り、紛争を国内の現行法に従って解決しなければならない。

b) 当該契約に紛争処理の規定がある場合には、紛争をその規定に従って解決しなければならない。

第 171 条

投資家は投資委員会に対し紛争の事情を知らせなければならない。

第 172 条

投資家は、第 171 条により定められた紛争処理方のどちらかを講じたことを投資委員会に対し知らせなければならない。

第 173 条

投資家は、必要に応じて投資委員会から得た資料を証明物として紛争処理手続において利用することができる。未入手の資料については、投資家は、投資委員会に対し提供申請することができる。

第 174 条

投資家は、必要に応じて投資委員会に対し投資委員会の職員に法廷での証言を許可することを申請することができる。

第 22 章

通則

第 175 条

旧外国投資法に基き優遇措置を受けている投資家は、（現行の）外国投資法第 12 章に基いてそれを引き続いて利用することができる。

第 176 条

優遇措置期間が既に満了した場合には、旧外国投資法に基き優遇措置を受けた投資家は、（現行の）外国投資法の下にその優遇措置を利用できない。

第 177 条

投資提案と一緒に提出した資料（財務資料、労務資料等）に誤った数値の記載または情報の脱漏があった場合には、それは投資家の意図によるものであると強い証拠があれば投資委員会は、投資家に対し法律に従って行動を起こさなければならない。

第 178 条

旧外国投資法に基き投資許可を受けた投資家は、事業を（現行の）外国投資法の下に行うことを希望する場合には、投資委員会に対しその旨申請することができる。

第 179 条

非営利目的の製造・サービス業はこの施行細則の適用範囲外である。

第 180 条

製品の売買を目的とする事業（trading business）はこの施行細則の適用範囲外である。（訳注：直訳である。）

第 181 条

省は、投資許可申請の投資委員会による処理に対する料金を通達により定めることができる。

連邦大臣

国家計画・経済開発省

第 1 明細書

市民のみに許されている製造またはサービス業

(細則第 7 条関連)

製造業

1. 自然森林の管理・保全
2. 伝統的医薬品の製造
3. 縦 1,000 フィート（約 305 メートル）以下の石油井戸の掘削
4. 中小規模の鉱業
5. 伝統的薬草の栽培・製造
6. 部品、金属くずの卸売業
7. 伝統的食品の製造
8. 宗教的製品の製造
9. 伝統的・文化的製品の製造
10. 手工業品の製造

サービス業

1. 私立の伝統医学病院
2. 伝統医学用原料の売買
3. 伝統医学に関する研究、実験室分析
4. 救急車サービス
5. 介護センター
6. 鉄道車内での食品提供、貨物発送（freight forwarding）、鉄道車両の掃除、鉄道車両の管理
7. 代理店業（Agency）
8. 10MW 以下の発電所の設置・経営
9. ミャンマー語、その他国内民族の言語での雑誌の印刷、出版、販売

第 2 明細書

市民のみに許されている耕作及び短期または長期的農業

(細則第 8 条関連)

1. 小規模農業
2. 伝統的農業（近代的機械を利用せず、作物の加工を行わない）

第 3 明細書

市民のみに許されている畜産業

(細則第 9 条関連)

1. 小規模畜産業
2. 伝統的畜産業（近代的機械を利用しない）

第 4 明細書

市民のみに許されているミャンマーの海域内での漁業

(細則第 10 条関連)

1. ミャンマー海域内での遠海漁業（marine and offshore fishery）
2. 大規模湖での漁業、共同漁業権による漁業（common fishery）、近海漁業（inshore fishery）

Contact:

POLASTRI WINT & PARTNERS LEGAL & TAX ADVISORS
(formerly P&A Asia)

No. 52, Yaw Min Gyi Street, Royal Yaw Min Gyi Condo,
Unit No. 104, Dagon Township, Yangon
Myanmar

E-Mail: info@paasia.net
Phone: +95 (0)9 420003004

日系企業担当者
Sebastian Pawlita（ゼバスティアン・パヴリータ）
E-Mail: sebastian@paasia.net
Phone: +95 (0)9 401529445
(日本語で対応可)